

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(整理番号    —    )

処 分 名	特例承継計画、承継計画、個人事業承継計画の確認	
根拠法令および条項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 17 条第 1 項第 1 号、第 2 号または第 3 号	
所管部課グループ名	創業・経営課小規模企業グループ（電話 0776-20-0367（内線 2715））	
審 査 基 準	項 目	内 容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 17 条第 1 項第 1 号、第 2 号または第 3 号の規定に合致していること。</li> <li>・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 17 条第 2 項、第 3 項または第 4 項に基づく申請書および書類の提出があること。</li> </ul>
	設定年月日    平成 30 年 4 月 1 日設定（令和元年 9 月 1 日最終変更）	
標準処理期間	1    月	
設定年月日    平成 30 年 4 月 1 日設定（平成    年    月    日最終変更）		